

平成 29 年 2 月 14 日

柏市長 秋山 浩保 様

柏市下水道事業経営委員会  
委員長 落合 実



### 適正な下水道使用料設定について(答申)

平成 28 年 7 月 20 日付け柏土経第 244 号で諮詢されたことについて、下記のとおり答申します。

記

#### 1 現行の下水道使用料について

当委員会での審議検討の結果、現行の下水道使用料は、当分の間、据え置きとすべきであるとの結論に至りました。

結論に至った理由は、昨年度末に策定した柏市下水道事業中長期経営計画に基づいた排水量、処理経費、事業量、事業費等を基にした財政シミュレーションで次のとおりと見込まれたためです。

- (1) 今後 5 年間は、現状の使用料対象経費の基準では、経費回収率が 100 % 以上を確保できる見込みであること。
- (2) 資金収支見通しにおいても資金不足が生じず、経営が維持できる見込みであること。

#### 2 適正な下水道使用料の設定について

柏市の下水道事業は、経営の透明性を高めるため、平成 26 年度に地方公営企業法の財務適用を行い、昨年度は下水道事業中長期経営計画を策定し、日々、経営基盤の強化、経営の適正化に努めています。また、下水道使用料については、平成 24 年度に料金改定を行い、経営改善を図っています。

「下水道サービスを将来にわたり安定的に供給する」という経営理念のもと、事業運営の中核を担う収入である下水道使用料は、

事業計画及び財政計画との整合を図り、次の点に留意して今後も定期的な見直しを行うことを望みます。

- (1) 柏市下水道使用料算定要領（平成5年9月30日制定）を公営企業会計移行後の状況に対応するよう早期に改定すること。また、平成20年に日本下水道協会が策定された「下水道使用料算定の基本的考え方」が、将来の更新投資などに要する財源確保のため現在改定を検討していることから、下水道使用料算定の標準的な考え方が改定された場合は、その趣旨を勘案して要領の見直しを検討すること。
- (2) 使用料の見直しは、経営計画の見直し（5年毎）と連動して見直しすること。このほか、社会状況、財政状況の急激な変化が生じた場合は、その都度見直しを行うこと。

### 3 付帯事項

下水道事業は、使用料の徴収を始めとして、上水道事業との関連が深く、一つの公営企業としている自治体もあります。柏市では平成23年に内部検討会で地方公営企業法の一部適用を選択するとの結論を出しましたが、両事業の統合による経費の削減、収納率の向上等メリットは少なくないため、継続して調査検討していくこと。